

【事業所用】自家消費型太陽光発電設備等設置に係る Q&A（全 23 問）

Q1. 補助金額はいくらですか？

A1. 出力値（kW、小数点以下切り捨て）を基準に、1kW あたり 5 万円として計算した額となります。ただし、出力値は 50kW 未満が対象となります。なお、1kW あたりの補助対象経費（税抜）が 5 万円未満の場合は、補助対象経費の 1/2 の額が上限となります。

Q2. 1 人（または 1 事業者）何件まで申請可能ですか？

A2. 原則として、1 事業者につき 1 申請（1 回限り）とさせていただきます。

Q3. どのような太陽光発電設備が補助対象になりますか？

A3. 市内の事業所の屋根に設置する新品の設備で、出力が 50kW 未満であり、発電した電力の 50% 以上を自家消費するものが対象です。

Q4. PPA 契約やリース契約を利用して導入する場合は補助を受けられますか？

A4. PPA 契約およびリース契約による導入も対象です。

Q5. PPA 契約やリース契約で導入する場合、誰が補助金の申請者になりますか？また補助金は誰に振り込まれますか？

A5. 設備の所有者となる「PPA 事業者」または「リース事業者」が補助金の申請者となります。補助金も事業者に対して振り込まれます。ただし、実際に設備を設置して電力を利用する需要家（市内の事業者）とオンサイト PPA またはリース契約を締結することが条件です。

Q6. 交付申請書の提出から交付決定まではどれくらいかかりますか？また、契約や工事はいつ行えばよいですか？

A6. 申請内容に不備がなければ、概ね 2 週間程度で交付決定通知をお送りいたします。必ず市からの「交付決定後」に契約・発注および工事（または車両購入）に着手してください。交付決定前に着手（事前着手）した場合は補助対象外となります。

Q7. 中古品の設置や、既存設備の増設は補助対象になりますか？

A7. いいえ、補助対象外です。商用化され導入実績がある「新品」の設備を新規に設置する場合に限られます。

Q8. 申請書類や実績報告書は郵送で提出できますか？

A8. 原則として、申請者（事業者）による担当窓口への直接提出をお願いしております。来庁が難しい場合は郵送でも提出可能ですが、代理人による申請の場合は「委任状」の添付が必要となります。

Q9. 施工業者の指定や要件はありますか？

A9. 施工業者の指定はありません。市内・市外の業者どちらを利用していただいても結構です。

Q10. 対象となる経費は何ですか？消費税や事務手数料も含まれますか？

A10. 太陽光発電設備の設置に直接必要な「設備費」および「工事費」（材料費、労務費、直接経費など）が対象です。手続き代行などの業務費、事務費、消費税および地方消費税などは対象外となります。

Q11. 蓄電池や電気自動車（車載型蓄電池）、充放電設備（V2H等）は補助対象になりますか？

A11. 蓄電池（定置用）は補助の対象とはなりません。

また、電気自動車（車載型蓄電池）や充放電設備（V2H等）は補助対象ですが、単体での申請はできません。必ず事業所向けの自家消費型太陽光発電設備の設置と併せて導入を行う必要があります。

Q12. カーポート（ソーラーカーポート）や、敷地内にある倉庫の屋根への設置は補助の対象になりますか？

A12. 住宅用・事業所用共通で、住宅や事業所の「建物の屋根に設置するもの」が対象です。ソーラーカーポート型や、母屋と独立した倉庫等への設置は、補助の対象外となります。

Q13. マルチ蓄電池（ハイブリッドパワコン等）や蓄電池を導入する場合、補助条件やパワーコンディショナーの出力算定はどうなりますか？

A13. パワーコンディショナーの出力は、製品カタログの「定格出力」または「系統連系時定格出力」（1kW未満切り捨て）を使用します。製品カタログで確認できない場合は、メーカー等からの証明等をお願いする場合があります。

Q14. 既存設備の更新（買い替え）や、パネルの追加増設は対象になりますか？

A14. 設備更新は、容量増大などCO2削減効果の「追加性」が認められる場合に対象となります（撤去費用は対象外です）。増設については、追加した分のみが補助対象です。ただし、パネルのみ増設してパワーコンディショナーを増設しない場合は、追加導入量が0kWとみなされ補助対象外となることがあります。

Q15. 国の補助金との併用や、売電・自己託送は可能ですか？

A15. 同一設備に対する国の他の補助金との併用（重複利用）はできません。発電した電力については、FIT/FIP 制度の認定を受けないこと（非 FIT・非 FIP）を条件に、50%以上を自家消費した残りの余剰電力を売電することは可能です。自己託送を行うことはできません。

Q16. 自家消費率はどのように計算しますか？要件である 50%以上の自家消費を下回った場合はどうなりますか？

A16. 「(発電量－売電量) ÷ 発電量」で自家消費率を算出します。導入した設備により発電した電力量の「50%以上」を自家消費し、その実績を毎年市へ報告する義務があります。50%を下回った場合は運用の改善をお願いすることになり、要件未達のほか、虚偽・不正申請や報告未提出などがあった場合は、補助金返還の対象になることがあります。また、対象となる事業所には、時期になりましたら市から通知をお送りいたします。

Q17. 工事が遅れて実績報告が期限に間に合わない場合、延長できますか？

A17. 提出期限を延長することはできません。期限を超過すると補助金をお支払いできなくなるため、余裕を持ったスケジュールで手続きをお願いします。

Q18. 補助金の交付決定を受けた後に、設備のメーカーや型式が変わる場合、または工事期間が予定より遅れる場合はどうすればよいですか？

A18. 設備のメーカーや型式の変更等に伴い、「補助対象経費」「補助金の交付決定額」「補助対象設備等の数量」のいずれかに変更が生じる場合は、あらかじめ「変更等承認申請書」を提出して承認を得る必要があります。また、完了予定日が遅れる場合は、速やかに「完了予定日変更報告書」を提出してください。（ただし、変更後の完了予定日が当初の予定から 2 か月以内であり、かつ実績報告の最終期限を超えない場合は提出不要です。）

Q19. 設備の設置後に行うべき手続きや、処分に関する制限はありますか？

A19. 設置から 1 年ごとに自家消費実績をご報告いただきます。また、法定耐用年数（17 年）を経過するまでは J-クレジット制度への登録はできません。同じく 17 年経過前に設備の譲渡・廃棄等を行う場合は、あらかじめ市へ申請し承認を得る必要があります。（無断で行うと返還の対象となります）

Q20. 事業所の持ち主（建物所有者）ではありませんが、申し込み可能ですか？共有名義の場合はどうなりますか？

A20. 申請者が事業所を自ら使用し、費用を支払うのであれば可能ですが、建物の所有者の「承諾書」が必要となります。登記上の所有者が複数いる（共有名義）場合も、共有者全員の承諾書をご用意ください。

Q21. 現在は市外に本社がありますが、八女市へ進出して事業所を設置する予定です。申請できますか？

A21. 申請は可能ですが、実績報告書の提出までに、八女市内に事業所（支店・営業所含む）を有し、法人登記や個人事業主としての登録など、実態を確認できる書類の提出が必要となります。

Q22. 新築・改築する事業所で、申請時に建物の登記が済んでいない場合はどうすればよいですか？

A22. 交付申請時は建物の位置図や配置図、見積書などを提出していただき、建物の不動産登記事項証明書については設置完了後の「実績報告時」にご提出ください。

Q23. 取得財産等の管理台帳の作成は必要ですか？

A23. 市が提供する「財産管理台帳」を作成し、実績報告時に写しを提出するとともに、事業完了後（法定耐用年数の期間中）も適切に保管していただく必要があります。